## マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

| 派遣先事業所数                     | 17      |
|-----------------------------|---------|
| 派遣労働者数                      | 62      |
| 労働者派遣の料金 ①<br>(1日8時間あたりの平均) | ¥15,417 |
| 派遣労働者の賃金 ②<br>(1日8時間あたりの平均) | ¥10,929 |
| マージン率<br>(①-②)÷①            | 29.11%  |

## ★マージン率とは

派遣先より株式会社ボージュシステムに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

## ★マージン率に含まれるもの

| ノンギに占みれるもの |  |
|------------|--|
| 社会保険料      | 健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、<br>労災保険料などの事業主負担分     |
| 有給休暇費用     | 年次有給休暇取得時にかかる賃金<br>(派遣先への請求はできません)               |
| 健康診断費用     | 一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用                             |
| 募集費用       | 派遣労働者の募集にかかる求人媒体費<br>(求人誌及びインターネット等)             |
| 就業管理費用     | 派遣労働者の就業に関する費用<br>(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)       |
| 営業費用       | 営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通<br>信費等             |
| 営業利益       | 労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、<br>有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益 |

## 2. 教育訓練に関する事項

ビジネスマナー、情報セキュリティー、安全教育、PC研修、eラーニング、資格取得支援制度

3. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

| 労使協定の締結の有無 | 有          |
|------------|------------|
| 協定労働者の範囲   | 全ての派遣労働者   |
| 協定書の有効期間終期 | 2026年3月31日 |